

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月九日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県条例第三号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和三十二年九月奈良県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項及び第三項中「百分の百・五」を「百分の百五」に改める。

#### 附 則

（施行期日等）

1 この条例は、令和三年七月二十一日から施行し、この条例による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、同年六月一日から適用する。

（給与の内払）

2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。